

令和6年8月20日 午前9時から午後6時まで

令和6年8月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和6年8月22日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、99,803,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、83,471,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第38号

六地藏駅前広場舗装工事(その2)に係る条件付一般競争入札について

六地藏駅前広場舗装工事(その2)について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。また、この工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

令和6年7月12日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 六地藏駅前広場舗装工事(その2)

(2) 工事場所 宇治市六地藏奈良町地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L = 180m

<昼間施工>

舗装打換工(A s t = 10cm) A = 110㎡

舗装打換工(A s t = 10cm、路盤 t = 30cm) A = 135㎡

視覚障害者誘導ブロック(溶融接着式) L = 304m

<夜間施工>

車道舗装工(A s t = 10cm) A = 640㎡

車道舗装工(A s t = 5cm) A = 164㎡

車道舗装工(切削オーバーレイ t = 5cm) A = 1,270㎡

歩道舗装工(透水性擬石平板ブロック t = 6cm) A = 555㎡

歩道舗装工(一般部A s t = 4cm・景観透水性舗装) A = 183㎡

歩道舗装工(乗入部A s t = 5cm・薄層カラー舗装) A = 174㎡

区画線工 N = 一式

(4) 工種 舗装工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年2月28日まで 184日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を舗装工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における舗装の総合評定値(P)が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年7月12日 午前9時から

令和6年7月18日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年7月12日 午前9時から

令和6年7月18日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年7月30日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年7月12日 午前9時から

令和6年8月21日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年7月12日 午前9時から

令和6年7月31日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年8月6日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年8月20日 午前9時から午後6時まで

令和6年8月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和6年8月22日 午前11時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、72,232,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、59,288,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第39号

JR宇治駅前市民交流プラザ土地(駐車場)の貸付けに係る一般競争入札について

JR宇治駅前市民交流プラザ土地(駐車場)の貸付けについて、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年7月16日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- 貸付物件 JR宇治駅前市民交流プラザ土地(駐車場)
- 所在地 宇治市宇治里尻5番地の12内
- 面積 552.834平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続き開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続き開始決定がなされている場合を除く。
- 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- JR宇治駅前市民交流プラザ土地(駐車場)の貸付けに係る一般競争入札実施要領(以下「入札実施要領」という。)の内容を承諾していること。
- 駐車場の管理運営に関する業務において実績を有していること。
- 官公庁施設の来客駐車場に係る取引実績を有し、かつ、継続していること。
- 京都府内に事業所を有していること。

3 入札実施要領等の配布

- 配布期間 令和6年7月16日から同月30日まで(月曜日を除く。)
- 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 配布場所 JR宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課(宇治市宇治里尻5番地の9) ※宇治市ホームページからもダウンロード可
- 配布書類
ア 入札実施要領

- イ JR宇治駅前市民交流プラザ駐車場平面図
ウ 入札参加申込書
エ 駐車場管理運営実績報告書
オ 誓約書
- 4 入札参加申込
- (1) 申込期間 令和6年7月16日から同月30日まで（月曜日を除く。）
(2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(3) 申込場所 JR宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課
(4) 提出書類 入札参加申込書及び入札参加申込書に記載の書類
- 5 質疑回答
- (1) 提出方法
入札実施要領に対する質疑がある場合は、(2)の提出先に任意様式にて電子メールで送信し、メール送信後、受信確認のために電話をすること。
(2) 提出先
宇治市産業観光部観光振興課
メールアドレス kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
電話番号 0774-39-9408
(3) 質疑の受付期間
令和6年7月16日から同月30日まで
(4) 回答
回答については、令和6年8月2日に宇治市ホームページに掲載する。
- 6 入札参加証の交付日
令和6年8月2日
- 7 入札期間等
- (1) 入札期間
令和6年8月9日 午前9時30分から午前10時まで
(2) 入札場所
JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2（宇治市宇治里尻5番地の9）
(3) 持参品（エ及びオは、代理人が入札する場合に必要）
ア 入札参加証
イ 入札書
必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること（郵送等不可）。
ウ 本人確認書類（免許証、パスポート、健康保険証等）の原本
エ 委任状（法人の役員又は社員が入札に参加する場合）
オ 社員証、商号が記載された保険証、給与支払証明書等（写し可）委任者と受任者との関係が確認できる書類（名刺は不可）
(4) 留意事項
ア 入札金額は、物件の貸付価格の年額を表示すること。
イ 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
ウ 入札に関して必要となる経費は、入札者の負担とする。
エ 落札後の貸付物件に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）は、入札書に記載された名義で行う。
オ 落札後に、提出した事業計画書案について、市長の承認を受けること。
カ 現地説明会は、実施しない。ただし、現地確認を希望する場合は、個別に案内するので、電話にて連絡すること。
キ 入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によるので、熟読すること。
- 8 開札日時等
- (1) 開札日時
令和6年8月9日 午前10時

- (2) 開札場所
JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2
- (3) 開札方法
開札は、入札者立会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、本市の入札事務担当職員を立ち会わせる。
なお、開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。
- 9 入札の無効
次の入札は、無効とする。
(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者のした入札。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
(2) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読できない入札
(3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札
(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
(5) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
(6) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札
(7) 指定の期日までに提出しなかった入札
(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
(9) 委任状の提出のない代理人のした入札
(10) 最低貸付価格に満たない金額を記載した入札
(11) その他入札の条件に違反した入札
- 10 入札の中止及び延期
不正な行為が行われるおそれがあると認められる場合又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。
- 11 最低貸付価格
本件の最低貸付価格は、年額4,750,000円とする。
- 12 落札者
落札者は、最低貸付価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者（その者が2以上あるときは、くじにより決定した者）とし、入札立会者全員に落札者の商号及び落札金額を発表する。
- 13 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の10相当額の違約金を徴収する。
- 14 開札結果の公表
開札結果は、落札者の商号及び落札金額を宇治市ホームページ上で公表する。また、入札者全員の商号及び入札金額についても併せて公表する。
- 15 契約期間
契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。ただし、市長が引き続き貸付けが可能であると認めたときは、当該契約期間から最長5年間延長することができる。なお、駐車場の整備に係る工事等の準備行為については、契約締結後から行うことができる。
- 16 納付条件
(1) 事業者は、年間貸付料を毎年度4月末日までに納付すること。ただし、初年度については、令和6年10月31日までに納付すること。
(2) 納付期日までに貸付料を納付しないときは、当該納付期日の翌日から納付日まで年7.3パーセントの割合で算出した遅延損害金を加算して納付すること。
- 17 貸付方法等
(1) 現状有姿による貸付けとする。

- (2) 契約は、書面により締結する。
- 18 貸付物件の用途
 - 貸付物件の用途は、有料駐車場とする。
- 19 貸付けに関する制限事項
 - (1) 事業者は、貸付物件を有料駐車場以外の用途に供してはならない。
 - (2) 事業者は、貸付物件上に建物を建築してはならない。
 - (3) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 20 貸付けに伴い発生する業務
 - (1) 整備工事
 - 整備工事費は、事業者の負担とする。
 - (2) 管理運営
 - 管理運営に要する経費(維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等)は、事業者の負担とする。この場合において、事業者は、当該経費の償還請求をすることができない。
- 21 契約の変更及び解除
 - (1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を変更し、又は解除することができる。
 - ア 事業者が契約書又は入札実施要領の条項に違反したとき。
 - イ 応募資格の詐称等不正な手段によって契約を締結したとき。
 - ウ 本市において貸付物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。この場合において、契約を変更し、又は解除するときは、2箇月前までに事業者はその旨を通知するものとする。
 - (2) (1)ア又はイにより契約が解除されたときは、事業者は、契約を解除された日から1箇月以内に、契約期間満了日までの貸付料を違約金として一括納付すること。契約の変更の場合もこれに準じ、市長が違約金の額を算出するものとする。
 - (3) (1)ウにより契約を変更し、又は解除したことにより事業者に損失が生じたときは、事業者は、市長に対しその補償を求めることができる。
- 22 原状回復
 - (1) 事業者は、契約期間が満了するときは、その満了日までに貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
 - (2) 事業者は、契約が解除されたときは、契約を解除された日から1箇月以内に貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
 - (3) 契約期間が満了する場合又は契約が解除された場合において、市長が現状有姿での返還を承認した部分があるときにおける当該部分に係る原状回復は、不要とする。この場合において、事業者は、当該部分に係る有益費の請求をすることができない。
- 23 損害賠償
 - (1) 事業者は、自らの責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、これにより生じた損害について、市長が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、貸付物件を直ちに原状に復したときは、この限りでない。
 - (2) (1)に定めるもののほか、駐車場の管理運営に伴って発生した利用者及び近隣住民並びに本市に係る損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
 - (3) 契約に対応する損害保険に加入すること。
- 24 開札後のスケジュール

項目	時期
細部協議	令和6年8月中旬
契約締結	令和6年8月下旬
設備機器設置	令和6年10月1日以降
事業開始	令和6年10月1日以降

- 25 その他
 - 1から24までに定めるもののほか、宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)及び入札実施要領に定めるところによる。
 - なお、1から24までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。
- 問合せ先
 - 宇治市産業観光部観光振興課
 - 郵便番号 611-0021
 - 所在地 宇治市宇治里尻5番地の9
 - 電話番号 0774-39-9408

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第7号

選挙管理委員会の招集について
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和6年7月11日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 森居 研治

- 日 時 令和6年7月11日(木) 午前10時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日 時 令和6年8月8日(木) 午前10時～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日 時 令和6年9月2日(月) 午前9時30分～
- 場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和6年7月26日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和6年7月26日	木幡南山の一部、五ヶ庄日皆田の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和6年7月26日	宇治蔭山の一部、神明石塚の一部、羽拍子町の一部、横島町大幡の一部・清水の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター